

法人会ニュース

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

◆「パソコン講座（ワード・エクセル）」のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内容		
3	4	(月)	総務委員会	15:00～16:00	於:事務局会議室
3	5	(火)	経営セミナー	14:00～15:30	於:福岡ガーデンパレス
3	11	(月)	広報委員会	14:00～15:30	於:事務局会議室
3	19	(火)	決算事務説明会	14:00～16:30	於:福岡ガーデンパレス
3	22	(金)	正副会長会	15:00～15:50	於:福岡ガーデンパレス
3	22	(金)	理事会	16:00～17:00	於: //
4	5	(金)	新社会人セミナー	9:30～16:00	於:天神ビル

●支部の行事

月	日	曜	内容		
3	4	(月)	医療健康セミナー（第2支部）	10:30～	於:大名公民館
3	6	(水)	草の根租税講座（第7支部）	11:00～	於:春吉公民館

●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
3	13	(水)	役員会	10:00～11:00	於:事務局会議室

●女性部会の行事

月	日	曜	内容		
未定			役員会	11:00～12:00	於:事務局会議室

(I) 税務カレンダー

3月10日 (休日につき3月11日)

- 源泉所得税の納付

3月15日

- 所得税の確定申告
- 所得税確定損失申告書の提出
- 贈与税の申告
- 所得税の総収入金額報告書の提出
- 確定申告税額の延納の届出書の提出
- 個人の青色申告の承認申請
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税の申告
- 財産債務調書・国外財産調書の提出

3月31日 (休日につき4月1日)

- 1月決算法人の確定申告
- 7月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
- 個人事業者の前年分消費税・地方消費税の確定申告

(II) 知らないで損する税情報

令和6年税制改正 ～ 法人税関係(2) と消費税関係 ～

税理士 堤 一 博

先月に引き続き、令和6年税制改正にスポットライトを当ててみました

1. 中小企業事業再編投資損失準備金の拡充・延長

この「中小企業事業再編投資損失準備金」は、令和3年度税制改正の目玉として創設された「経営資源集約化税制」の柱の一本です。この制度は、中小企業等経営強化法に基づき中小企業の経営資源の集約化に資する税制で中小企業のM&Aを促進する目的で作られました。当初は、①設備投資減税(中小企業経営強化税制)、②準備金の積立(中小企業事業再編投資損失準備金)と③所得拡大促進税制の三本立てでしたが、令和4年度税制改正において、③の所得拡大促進税制が中小企業向け賃上げ促進税制へと抜本拡充される際に、上乘せ措置における経営力向上計画の認定等の要件は廃止され、現行制度では①と②の二本立てとなっています。

まず、現行の中小企業事業再編投資損失準備金制度の概要を述べます。

現行税制では、青色申告書を提出する中小企業者(租税特別措置法(以下「措法」と略記します。)第42条の4第19項第7号)が、令和3年8月2日から令和6年3月31日までの間に中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた計画に基づき、M&Aを実施した場合(購入による取得に限られ、合併、分割、株式交換、株式移転又は株式交付による取得、払込みによる取得、現物出資による取得、贈与による取得及び新株予約権の行使による取得は該当しません。)に、株式等の取得価額(取得価額が10億円を超える場合には、本制度は適用できません。)の70%までの割合を乗じた金額を損金算入して準備金として積み立て、5年間の据置期間を経過した後、5年間で準備金残高の均等額を取り崩して益金に算入するものです。

中小企業事業再編投資損失準備金制度の適用にあたっては、「中小企業者」(措法42条の4第19項第7号)に該当することが大前提です。

まず、**資本金の額が1億円以下の普通法人**で、資本金の額が1億円を超える法人(大規模法人)の出資がある場合にはその比率が50%以上である法人や「**適用除外法人**(措法42条の4第19項第8号、その事業年度開始前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の平均が**15億円を超える法人)**」は適用対象外です。次に、中小企業等経営強化法第17条《経営力向上計画の認定》第1項に規定する事業承継等事前調査に関する事項を記載した**経営力向上計画**の認定を受けることが必要となります。そして、その経営力向上計画に沿って他の法人の株式(その取得価額が10億円以下)を事業承継等として取得(中小企業等経営強化法第2条第10項第8号)した場合が対象で、取得した株式(特定株式等)を取得した事業年度の終了の日まで引き続き保有する必要があります。中小企業事業再編投資損失準備金の積立限度額は、この特定株式等を取得した事業年度(適用事業年度)において、その特定株式等の取得価額の70%相当額で、損金経理あるいは剰余金の処分により積み立てる方法によることとなります。また、確定申告書に損金算入に関する明細書(申告書別表12(2))及び交付を受けた確認書の添付が必要です。この明細書は、経営力向上計画において認定を受けた特定株式を発行する法人毎に作成します。

さらに、積立事業年度後において一定の取崩し事由(経営力向上計画取消、特定株式等の簿価減額、任意取崩しな

ど)が発生したときには、益金算入するとともに、前事業年度から繰り越された中小企業事業再編投資損失の残高のうち積立事業年度の終了の日の翌日から5年を経過したもの(据置期間経過準備金額)がある場合には、5年間で均等額を取り崩して益金算入することとされています。

令和6年度税制改正では、認定から特定株式等の取得実施までの期間を短縮できるよう主務大臣による認定プロセスを見直し、さらに、一定の「表明保証保険契約」を締結している場合は適用しないなどの措置を講じた上で、適用期限を令和9年3月31日まで3年間延長します。

この表明保証保険契約とは、株式譲渡契約等のM&Aに関する契約書に規定された表明保証に違反があった場合、被保険者(買主または売主)が被る経済的損失を補償する保険のことです。

更に、令和6年度税制改正では、上記の中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画制度とは別枠で、改正「産業競争力強化法」(仮称)の特別事業再編計画(仮称)の認定を受けた法人が1億円以上100億円以下規模での中堅・中小企業によるグループ化に向けた複数回の特定株式等の取得を後押しするため、損金算入できる積立率を1回目90%、2回目以降100%に拡大する制度が創設されることとしています。

また、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた法人と改正「産業競争力強化法」の特別事業再編計画の認定を受けた法人ともに益金算入開始までの据置期間を現行5年間から10年間に長期化するということです。

ところで、令和6年度税制改正大綱の記述(大綱P4)によれば、「従来の大企業のうち、地域における賃上げと経済の好循環の担い手として期待される常時使用従業員数2,000人以下の企業については、新たに「中堅企業」と位置付け」ています。「中小企業の従業員の雇用を確保しつつ、成長分野への円滑な労働移転」の確保を期待し、「成長意欲のある中堅・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、グループ一体となって成長していくことを後押しするため、複数回のM&Aを実施する場合には、積立率を現行の70%から最大100%に拡充し、措置期間を現行の5年から10年に延長する措置を講ずる」ものとしています。つまり、今回の改正のポイントは、中堅企業及び中小企業の複数回のM&Aを想定して、新たに改正「産業競争力強化法」の特別事業再編計画の認定を受けた法人向けの別枠(特定株式等の取得価額が1億円以上100億円以下)を用意して、(1)積立率の拡充及び(2)据置期間の延長を実施する点に特徴があります。

2. 消費税関係

大綱から関連がありそうな項目を拾ってみました。

(1) 国外事業者に係る消費税の課税の適正化

プラットフォーム課税を導入して、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供については、「特定プラットフォーム事業者」として、対象となるべき電気通信利用役務の提供に係る対価の額の合計額が50億円を超える場合には、その課税期間に係る確定申告書の提出期限までに、その旨を国税庁長官に届け出なければならないものとして、デジタルサービスを提供する一定の国外事業者に網をかけるもので、国内の事業者との均衡を図る施策です。上記の改正は、令和7年4月1日以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用される見込みです。

(2) 事業者免税点制度の特例の見直し

上記プラットフォーム課税の実効性を担保する観点から以下の改正が行われますが、いずれも国外事業者の免税スキーム防止対策で、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用するとしています。

- ① 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、課税売上高に代わり適用可能とされている給与支払額による判定の対象から国外事業者を除外する。
- ② 資本金1,000万円以上の新設法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有する場合であっても、国内における事業の開始時に本特例の適用の判定を行う。
- ③ 資本金1,000万円未満の特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、本特例の対象となる特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合を加えるほか、上記②と同様の措置を講ずる。
- ④ 簡易課税制度等を見直して、その課税期間の初日において所得税法又は法人税法上の恒久的施設を有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととする。また、適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用についても同様とする。

(3) 外国人旅行者向け免税制度(輸出物品販売場制度)の抜本的な見直し

外国人旅行者向け免税制度については、制度が不正に利用されている現状を踏まえ、免税販売の要件として、新たに政府の免税販売管理システムを通じて取得した税関確認情報(仮称)の保存を求めることとし、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、空港等での混雑防止の確保を前提として、令和7年度税制改正において、制度の詳細について結論を得る、としています。

- (4) 高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間において取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円以上である場合を加え、金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている消費税法上の本人確認書類について、健康保険法に規定する被保険者の資格の確認と本人確認書類の範囲に、特別児童扶養手当受給証明書(仮称)を加えることとし、令和6年4月1日以後に国内において事業者が行う金又は白金の地金等の課税仕入れ及び保税地域から引き取られる金又は白金の地金等について適用するとしています。
- (5) 外国人旅行者向け消費税免税制度により免税購入された物品と知りながら行った課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を認めないこととし、令和6年4月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用するとしています。
- (6) 消費税の不正受還付犯(未遂犯を含む。)の対象に、偽りその他不正の行為による更正の請求に基づく還付を加えることとしています。
- (7) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととし、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用するとしています。
- (8) 一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ(3万円未満のものに限る。)については、帳簿への住所等の記載を不要として、この措置は改正の趣旨を踏まえ、令和5年10月1日以後に行われる上記の課税仕入れに係る帳簿への住所等の記載については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとしています。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2024	4	5(金)	09:30~16:00	本部	新社会人セミナー	天神ビル
		17(水)	14:00~14:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		17(水)	15:00~16:00	本部	理事会	〃
		14(火)	10:30~16:30	本部	パソコン教室(ワード初級) 1/2日目	サンセルコビル
		15(水)	10:30~16:30	本部	パソコン教室(ワード初級) 2/2日目	〃
		16(木)	10:30~16:30	本部	パソコン教室(エクセル初級) 1/2日目	サンセルコビル
		17(金)	10:30~16:30	本部	パソコン教室(エクセル初級) 2/2日目	〃
	6	5(水)	15:00~17:00	本部	第13回通常総会	西鉄グランドホテル
		5(水)	17:30~19:00	本部	会員交流会	〃
		19(水)	14:00~15:45	本部	リスクマネジメントセミナー (福岡地区五法人会共催)	博多バスターミナル大ホール
		21(金)	14:00~15:45	本部	〃	リモート(オンライン)
	7					

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)